

## 危機管理委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センターにおける危機管理に関し必要な事項を協議・検討するため、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 自然災害、火災及び感染症の流行その他重大な事故により、本財団の関係者の生命、身体又は財産、業務の継続に重大な被害が生じる恐れがある状態をいう。
- (2) 危機管理 危機による被害を回避し、または被害を最小限に抑制するため、各種の安全対策、被害が生じた場合の応急策、復旧策等を組織的に対応することをいう。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 各種危機管理マニュアル等の作成及び見直しに関すること。
- (2) 職員の危機意識向上のための教育・訓練の実施に関すること。
- (3) 職員の服務に関すること
- (4) その他危機管理に関し必要なこと

### (組 織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、所長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、次の者とする。

- (1) 管理課長
- (2) 医務課長
- (3) 専門相談課長
- (4) 事務局副参事
- (5) 管理課庶務・経理係長
- (6) 医務課事業係長
- (7) 専門相談課事務管理担当係長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、委員長が特に必要と認める職員

### (任 期)

第5条 委員の任期は、当該職に在職する期間とする。

### (招集等)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(注意事項の取扱い)

第7条 委員会での決定事項の取扱いについては、各所属における連絡会等で周知するとともに、現場での実施を推進する。

(庶務)

第8条 事務局は、管理課が行うものとする。

(その他)

第9条 その他必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。

附 則 (令和2年7月21日公財世保発第234号)

1. この要綱は、令和2年8月1日から施行する。
2. この要綱の施行に伴い、「院内感染対策委員会設置要綱」及び「新型インフルエンザ対策委員会設置要綱」は廃止する。

附 則 (令和4年3月31日公財世保発第789号)

この要綱は令和4年4月1日から施行する。